

## 新潟家庭裁判所委員会(第18回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

### 第1 日程等

#### 1 日時

平成24年6月18日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

#### 3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

#### 4 傍聴者

なし

### 第2 議事

#### 1 家庭裁判所と災害について(意見交換)

意見交換に先立ち、裁判所出席者が、パワーポイントにより、「新潟家庭裁判所防災計画の流れ」、「新潟家庭裁判所における防災計画」及び「事件関係部署における行動指針」を説明した。

(委員長)

裁判所の方から防災計画の流れ、防災対策の概要、大規模災害時における業務継続計画等について説明してもらいましたが、質問や意見はありませんか。

(学識経験者委員F)

きちんと出来ていると思いますが、この計画を作られたときに、防災のプロの目を通して作ったものなのか、あるいは、一生懸命庁内で考えて作られたのですか。われわれの職場も、組織内で真面目に計画等を考えてはいるものの、どこかに穴があるのではないかと常に不安に思っておりますので、こういう計画は、プロの目が入っているのかどうかという点をお聞きしたいと思います。それから、実際の訓練ではなく、例えば、水曜日の午前11時くらいに大地震が起きて交通手段等が機能しなくなったときに、調停事件等で来庁している当事者の方々が何人いて、調停委員及び職員がどのくらい在庁し、その場合、避

難するにはどういう形でやるのか、あるいは帰宅困難になった場合にはどうするのか、シミュレーションをなさっているのであれば、ご紹介いただきたいと思います。それから、これは素人の印象に過ぎませんが、この間の地震のときに当事者の方々と連絡を取ったとのことでしたが、これは結構大変だったのではないのでしょうか。例えば、マスメディアを使って周知する方法は考えられるのかどうか。電話等の通信手段は、大きな地震の時には、ほとんど使えなくなると思います。その時に、裁判所としてどのように対応するのか、必ずしも1対1で個別の情報提供をしなくてもよいのではないかと思いますので、どのようにお考えになっているのかお聞かせください。

(委員長)

ちなみに、F委員の職場で作成された防災計画は、プロの目は通っているのでしょうか。

(学識経験者委員F)

部内に専門家がいますので、最終的にはプロのスタッフが目を通すことになると思います。

(学識経験者委員C)

3.11の大震災のときの新潟は、どれくらい通信が確保されていたのですか。私は東京にいましたが、午後3時から夜中の12時くらいまでまったく通じませんでした。メールも送受信できない状況でしたが、これは2つ要素があって、1つは中継地がやられるなどのハード系です。これは被災地などがそうです。もう1つは東京みたいに人がソフトとして利用しすぎて、オーバーフローになって使えなくなる。この2点があって、ハードがやられてしまうのは致し方ないと思うのですが、ソフトの場合だと、1日2日経てば、だいたい沈静化してきて繋がるようになる。とはいえ、緊急時にどうやって連絡を取るのかです。放送業界では、衛星を使った電話が一番繋がりやすいのですが、これも利用者が少ないだけの話で、これが有効だとなった時に、経費が高いのでなかなか難しいのですが、皆さんが使うようになったらたぶんこれもパンクするだろうと思います。私はよく冗談半分で言うのですが、最後はもう伝書鳩しかない。それくらいちょっと突き詰めて考えないといけないのではないかと思います。防災計画はどの計画もそれなりによくできていますが、想定外が必ずあ

るはずなのです。原発関係者の方とお話ししたときに、3.11の大震災を受けて、高さ16メートルの津波用の壁を作るから大丈夫ですという話をするのですが、高さ18メートルの津波が来たらどうするのかという話を私がしても、技術者の方は、過去の例からみても高さ16メートル以上の津波は来ないはずだという話で落ち着いてしまうのです。要は、想定外にどう対処するのかだと思います。最終的には私は人力しかないと、機械に頼ることを外したときのイメージを持っていないといけない。マニュアル通り行くときはいいのですが、マニュアルを超えたときにどうするのか。少なくとも3.11の大震災を前提とするならば、想定外の事態もあるはずです。私はちょっとわからないのですが、信濃川がどれくらいの津波で氾濫するのか。高さ10メートルくらいの津波が来た場合、たぶん新潟島自体が水没すると思うのですが。

(学識経験者委員B)

その可能性はあると思います。

(学識経験者委員C)

例えば、避難というカテゴリーを取っても、机の下に入るという避難が第一段階だとすると、家庭裁判所でどこまで責任を負わなければいけないのか。建物の外に避難してもらうまでが責任なのか。そうではなく、安全な場所、避難区域まで誘導することを使命としているのか。また、例えば、手錠をした人をそのまま放置していて本当にいいのか、3.11の大震災レベルのことが起こった場合、避難のときに、そのまま放置しておく、命にかかわる問題になります。そこまでの緊急避難をどの程度考えているのか。それから、備蓄等のことを考えたとしても、最後はもうヘリコプターしか来ないのです。道路はダメになるし、たぶん車では動けない、緊急車両が来るから入り口を止められてしまう、そういう交通規制がかかるとなると、やはりヘリコプター、空からの手段をどれくらい計画に組み入れているのか。そういうことが教訓としてあると思います。

(委員長)

いろいろな意見が出ましたが、現実はどうだったのかということで、まず、3.11の大震災のとき、ここの新潟管内の通信の関係はどうだったのでしょうか。あるいは、首都圏あたりではどのようなであったのか聞いておられるか、

その辺はおわかりになりますか。

(学識経験者委員C)

皆様のご体験で、3.11の大震災のときに新潟がどのくらい揺れたのでしょうか。揺れたときに、例えば、自宅の家具は壊れていないか、通信手段はどうだったのかということです。

(学識経験者委員B)

その当時は上越市にいましたが、私の知る限りでは、支障はありませんでした。

(学識経験者委員C)

揺れたのですか。

(学識経験者委員B)

かなり揺れました。気持ち悪いくらい揺れました。

(学識経験者委員F)

3.11の大震災のときは、ほとんど被害はなかったと思いますが、2004年の地震の時には、地震直後から携帯電話は完全にストップ、メールもストップ、ただ、職場の構内に1つだけあった電話ボックスが通じたので、それを使って連絡を取りました。

(学識経験者委員C)

現在の一番の穴は携帯電話です。ビッグスワンに行って、試合中にみんなが一斉に携帯電話を使って電話をしようとする、絶対繋がらない状況になると思います。それと同じで、携帯電話があまりにも利便性がある、日常的に馴染みすぎているので、携帯電話以外の連絡方法みたいなものを確立しておかないといけないのかと。テレビ局も緊急訓練を行うのですが、結局通信手段を衛星電話としておきながら、実際の訓練中は携帯電話を使ってしまったりするので。でも、それは震災が来たような状況になったときに、使えないアイテムになってしまうのです。ただ、携帯電話に代わるものがなかなか見つからない。先程も言いましたが、衛星電話くらいしか今のところなく、マスメディア等を使う話も、使える段階では大いに使うべきかなと思いますが、例えば、放送局があったとしても、受け手がまったく機能せず、マスメディア自体が使えなくもなる。テレビ局はそこそこ何とか電波が出せるくらいのところでふんば

ったとしても、ご家庭の受け皿であるテレビが壊れているから観られない、電源が来ていない。そうなるワンセグを利用するとしても、ワンセグとどうやってつなげていくのか、放送局を媒介にしてワンセグ等で情報をどうやって伝達していくのか、というような方法も一考の余地はあると思います。

(委員長)

3.11の大震災のあと、実際には、通信手段が回復するまでにどの程度の時間を要したのですか。

(学識経験者委員C)

基地がやられると相当時間がかかります。とりあえずアンテナが付いている車で移動臨時基地を作って、そこで通信手段の回復を待って、それから、ハード部分を直していく。一番有効だったと各所から聞くのは、例えばテレビが観られないときは、ワンセグ、それからツイッター系です。いわゆるツイッター、ソーシャルメディアで情報を交換する。そこにメディアも少し乗っかって、通常はやらないのですが、一番有効だったのはマスコミの情報をツイッターに落とし込んで、そこでみなさんに知らせる、この方法が一番伝わりやすかった、早く伝わったみたいです。

(学識経験者委員B)

私も確か新聞記事で読んだと思ったのですが、ああいう災害のときには、固定電話とか携帯電話とかよりもインターネットが案外、施設さえ大丈夫であれば、一番丈夫で頼りになるらしいです。

(委員長)

私も水戸の話聞いたことがあるのですが、直後はまったく通信手段が使えなかったと、携帯電話や緊急電話も使えない、何も使えない、唯一使えたのが昔のタイプの公衆電話だったそうです。

(学識経験者委員C)

新聞社の方が言っていましたが、輪転機がやられてしまって、紙も来ない。被害状況とか、情報は取れるが新聞として発行できる状況ではない。情報はあっても伝える方法とか、たぶん人を集める最初的手段としての情報の収集の仕方というのは、研究する余地があると感じます。

(委員長)

この辺について、現在の段階で裁判所として、通信の方法についてどのように考えていますか。

(裁判所出席者)

伝言ダイヤルが有効だという話を聞きましたので、当初はそれを利用することを考えていたのですが、会社とか組織は使用しないでほしいということをおっしゃったので、現在、いろんな方法を考えなければいけないと思っています。むしろ、お知恵がありましたらお聞かせ願いたいという状況です。

(委員長)

期日変更等の当事者への通信の仕方については、裁判所の考えをどうやって知らせていくのか。ある程度時間が経ってから必要になってくると思うのですが、これについて有効な手段はありますか。3.11の大震災のときは、期日の変更等をホームページに掲載して周知したようですが、その辺はどうなっていますか。先程の説明だと庁舎の前に貼り付けるという話もありましたが、庁舎の前に貼っても当事者が庁舎まで来ることができない可能性が高いです。

(学識経験者委員C)

それどころじゃないです。

(委員長)

そうすると、何か他の手段でいい方法がありますか。

(学識経験者委員D)

私もよくわからないのですが、災害時に、どうしても家庭裁判所がやらなければならない業務、これを補完するというのがまず第一だと思います。私たちも常に災害支援をしまして、東日本大震災のときにも日本看護協会という大きな組織を通じて、まずは東京に行ってからバスをチャーターして現場へ行ったのですが、そこで何も無いところで何をするのかは、そこに行った看護師がその場の状況でいろいろな事を考えて判断する、医師がいれば医師に確認するなどいろんなことをやるわけです。まず、災害に遭ったときに、最終的に何をしなければならないのか、本当に伝えなければならない人が何人いるとか、そういうのがまず決まってくると思うのですが、家庭裁判所にとっては何なのだろうというのが私にとっては疑問なのです。いかがでしょうか。

(委員長)

先程の説明だと、地震が起きた直後の段階と、それから揺れが収まって落ち着いた段階、3時間くらい経った段階、地震後一日の段階という場面にわけて裁判所は検討していたようです。その中で、一番大事なのは、まず大地震が起きた直後の段階なのではないでしょうか。

(学識経験者委員C)

3.11の大震災のときの気仙沼の家庭裁判所であれば、そのときに何をしなければならぬのかということです。こんなことはしなくていいから命を大事に、みんな逃げろという話です。抱えている事件はとりあえずフリーズして、個人の命を確保することが命題になってくると思います。例えば、最初に広報しておく、どういう表現がいいのかはわからないのですが、震度7の地震が起きて機能が麻痺した場合は1か月もしくは2か月は裁判の進行を止めると、予め事前に宣言しておく。おそらく、どんな状況でも業務を遂行するというのをどうしても大事にしていくと、なかなか解決策がない状況なのだろうという感じはします。

(委員長)

今のご意見について何かございますか。

(学識経験者委員E)

今までの話を聞かせていただいて思ったのですが、はっきり言って新潟県は災害常習県です。大規模災害という言葉と広域災害という言葉が出ていますが、地震ばかりが大規模災害ではなく、風水害でも大規模災害という言葉は使うのです。どこまでをターゲットにしているのか、全県なのか何なのかよくわかっていない部分があります。この庁舎だけが機能回復を図ればいいのか、ここに来られる方が災害弱者だから、子供さんだから特段力を入れるとか、そういう前提がまったくない中で「大規模災害」と言われても、聞いている側としては、何をもって大規模なのかと思います。例えば、原子力災害も大きな災害という形で県はいろいろ対策等を作ったりしております。風水害でも、この間の竜巻でも大きな災害です。私たちの場合は山を相手にしていますが、山は最も情報が遅いのです。災害が発生したという情報が入ってくるのも遅いし、伝わるのも遅い、そういったタイムラグに対して、3時間以内などというのは町場だけのことです。裁判所の説明で、庁舎から何キロかのエリアの人だけが3時間以

内で自主登庁するという部分、どういう登庁体制を取っているのか、また、現に勤務中に災害が起きたときの対応というのは、それぞれの組織体があれば何を優先するのはだいたいわかるものですが、災害は休日とか夜間に発生するケースが多いようなので、そのときはどうか。先程、形骸化という言葉が出ましたが、形骸化という言葉はちょっとなじまないと思います。昔の災害と今の災害の何が違うかと言うと、多少規模の大きさが違うにしても、かえって現在の方が伝達手段は良くなっており、形骸化という言葉ではなく、想定外の内容が多いので対応が遅れるという部分があるのではないかと思います。そういうことを経験して、立派な対応マニュアルができたとすれば、それは決して視覚に訴えるというようなことではなく、徹底したマニュアルを作る、それが風水害であっても大規模な地震・災害であっても津波であっても、そういうあらゆることに対応できるだけの対策マニュアルができたときに、後はどういう手段で利用者にお伝えするのかは、またこの組織体で考えればいいのだろうと思います。あまり「大規模災害」と声高に言うのではなく、飽くまでもこの庁舎が機能麻痺に陥ったとき、そこにいた職員やお客様に対する対応とか、逆に土日の場合はどうか。何とか機能を維持させるということになれば、それなりの対応と言いますか、判別やらいろいろなやり方を検討しないといけない。そういう対応まで踏み込むのかどうか。国には全国防災計画があって、県レベルで言えば、県の地域防災自主計画があって、風水害編とか原子力災害編とか、分厚い計画がいくつもあるわけです。地家裁という部分でどういう計画を作るかは、まさにそこで創意工夫が出てくるのでしょうし、あとは各職員を集めて組織体の中で、自主防災も含め、避難対策、一次災害を防ぐ、二次災害を防ぐということでも十分検討ができると思っています。ただ、定義をしっかりとしないと、ピンボケするということです。

(委員長)

一番考えやすいのは、この庁舎で大地震が起きた場合に、何を裁判所が一番大事にしていったらいいのか、裁判所に来ている人達に対する問題はどのようにするのかを議論した方がかみ合うかもしれません。

(学識経験者委員C)

データのバックアップは、常日頃どうやっているのですか。データはここだ

けで処理していて、震災が来たときに消滅してしまうという危険性をどうやって回避するのも考えなければいけないと思います。表現は申し訳ないですけど、この建物がつぶれて職員の方々にご不幸があったとしても、どこかで家裁の仕事を引き継がないといけないわけで、その基となるデータをちゃんとどこかで保管しておく必要があると思います。

(委員長)

この点について、裁判所側として返答できますか。

(裁判所出席者)

毎日、データのバックアップ作業は行っています。

(学識経験者委員C)

データのバックアップを取ることで、それをどこで保管するのかです。サーバーを例えば東京に置くのか、大阪に置くのか、よくわからないのですが、地域からある程度離れたところ、要するに、同時に起こり得ることが想定できる、例えば新潟市の中で、ここから西区辺りにデータを置いておいたとしても、ちょっとした規模の震災の直撃を受けた場合にデータがなくなるという懸念があります。どういう形でフォローするのでしょうか。

(裁判所出席者)

データ等のIT関係ですが、裁判所におけるシステムの最適化について最高裁判所の方で、裁判所全体として考えているところで、そういう途上のところにあります。

(学識経験者委員D)

少し話がぶれるかもしれませんが、各委員から出た意見を聞いて思いましたのは、家庭裁判所ですぐに命がどうのこうのということはないのではないかと気がしました。例えば、手錠だったら外すとか、それこそ自分の命を守るために逃げていただかなければならないし、データとかも今おっしゃられたように、予めきちんと確保できるような形に早めにしてもらわないといけないというのがありますが、テレビのニュースを観てたり災害を見ていまして、直接関連があるかどうかちょっと自信がないのですが、家裁と一番関連づけたのが、両親を亡くされた子どもさんが相当数おられたということです。その方たちが災害の中でどう生き延びてきたとか、家族とか親戚とかがいらっしやれば

まだいいのですが、たぶん児童相談所と連携を取りながらいろんな形で落ち着いて、仮の、住む所が転々としたりしていったのではないかと思うのですが、そういう方への対応も関連してくると思っていいのでしょうか。それともまったく関係ないのですか。

(委員長)

例えば、子どもさんが両親を亡くされて一人になってしまったような場合、おそらくその後の段階で、後見人が必要です。どなたか未成年後見人になってくださいというような申立てがあったときに、家庭裁判所の問題になってくるだろうと思います。

(学識経験者委員D)

この1年とか半年とか、それくらいの時期には、家庭裁判所はあまり関係ないのですか。

(委員長)

もうすでに震災孤児のような方がおられますので、そういった方に対して、未成年後見人をつけて欲しいという申立ては出ているのだろうと思います。

(学識経験者委員D)

ここが被害を受けたときに、そういう子どもさんたちが早めに安全で安心できる所に措置して差し上げるということが一番先に頭に浮かんだのですが、そういう対応は本当に一刻を争うことになるのかなと思ひまして、今日は児童相談所の方が欠席でいらっしゃるようですが、たぶん、児童相談所が第一義的に対応されると思うのですが、そんな対応も早めに立ち上げられるのかなというのが非常に気になったところでした。一番かわいそうというか、早く何とかしてあげたい人の筆頭だったものですから。

(委員長)

庁舎に来ておられる方で、例えば少年事件で現に身柄が拘束されている人、あるいは、調停事件で来ておられるお年寄りの方や小さいお子さんを連れて来ている方もいるかもしれません。そういった現に裁判所に来ておられる方々に対する問題をどういうふうにするのか、その辺のところは先程も若干説明はありましたが、具体的に少年事件の場合は、現に審判中、あるいは観護措置手続中の少年に対してはどういうふうにするのか、改めて説明をしてもらえますか。

( 裁判所出席者 )

身柄事件でない一般の方、在宅の少年は、通常は保護者の方と一緒に来庁しますが、この方たちについては一般来庁者と同じような避難経路になると思いますので、本部の指示に従って、すぐに外に出ていいのかどうか、または交通の関係がどうなっているのかという情報をお伝えして、出られる状況であれば、帰宅していただくことになると思います。身柄事件の少年につきましては、先程手錠のところでも少しお話ししましたが、通常は少年鑑別所に身柄を拘束されている少年ですので、審判がその段階で打ち切られるというようなことになり、少年鑑別所の職員が連れて戻られるのであれば、連れて戻ることになりますし、道路が危険な状態であれば、やはり裁判所の中にとどまって、危険が去るまでは庁舎内にいていただくということになるかと思いますが、大きな枠組みとしてはそのようになるかと思っています。

( 委員長 )

この点は、検察庁の方は、同じような問題があると思いますが、何か考えておられますか。

( 法曹委員 G )

この場では即答できませんが、災害の対応というのは当然考えてはいます。

( 学識経験者委員 A )

私は家事調停委員として非常勤ではありますが、ここで勤務することがありまして、3.11の大震災のときもこの庁舎内にありました。そのときは家庭裁判所庁舎内の調停委員室という部屋にいたのですが、そういう経験も踏まえてちょっとお話ししたいのですが、マニュアルができるのは飽くまでも私たちの想定内の範囲でしかできないので、それ以外のこととなると、その場の人間の判断力でやるしかないと思っています。大規模災害に備えつつも、大規模といわれなくてもいろいろな災害があったときに、どういうふうに対応するのかというマニュアルは絶対に必要だと思っていて、3.11の大震災のときも非常に不安を覚えました。どう自分が動くべきかということがまったくわからなかったのです。たまたま私は調停室にはいませんでしたので、当事者の方とは対峙していなかったのですが、ほかの調停委員の話を聞くと、調停室内にいるべきか、それとも出るべきか、非常に悩まれたということでしたので、そう

いうときに全館に何か指示が出るのかどうか、まあ揺れてるときは職員の方も動くことができないにしても、ちょっと揺れが収まったときにでも、そのままとどまってくださいと言うのか、外に出てくださいという指示をするのか、何かそういう指示があってもよかったのではないかとということ、それから、落ち着いたときには、どういう状況で起こっているかとか、来庁者は何もわからないわけです。ラジオを持っていらっしゃるわけでもないし、テレビを観てるわけでもないし、あのときの状況では、新潟ではちゃんとテレビもラジオも受信可能でしたので、どなたかが受信したら、状況を一応庁舎内にいる方に全部知らせる、公共交通機関がどうなっているというような情報を出す等があってもいいのではないかと思いました。あの地震だけではなくて、大きな水害というときもありまして、交通機関が乱れてる、雪で今日は交通機関が乱れているというような場合については、少なくともそのときに来庁している方々には、そういう情報があったらどこかに貼り出すなりアナウンスするなり、今そういう状況になっていますというようなことをお伝えすれば、それに応じて庁舎から出るときに自分がどう行動するかを決めて出て行かれるのではないかと思います。裁判所の機能としては、決して災害時に何か裁判所が積極的に援助等をするところではないので、当日のマニュアルというか、当日ここにいる人たちをどう守るのかということを決めておけば、あとは次の、例えば裁判とか調停の期日をどう知らせるかについては、通信手段が回復してからでいいのではないかと思います。来る方も別に今裁判を開いてもらわないと命に関わるわけでもありません。裁判所に対して問い合わせの電話をしても通じないのであれば、裁判等はできないと思ってくださるでしょうし、そこのある程度の規模を伴う災害時の内部のことを決めておけば、想定を超えたときにどうするかというところまでは決まっていなくても私はいいのではないかと考えています。ただ、起こったときに当日庁舎内にいる方のための情報提供は必要かと、それから、最も大事なものは重要な書類の確保です。紛失・消失することがないように、それが一番大事な使命ではないかと感じております。

(委員長)

先程、シミュレーションをして具体的に検討したのかどうかという質問がございました。家庭裁判所としては全体的な避難訓練は一度行っているところ

ですが、そのときは何かシミュレーションをして行ったのでしょうか。

(裁判所出席者)

防災訓練は、調停中だというシミュレーションで行いました。防災訓練は実際には来庁者が多いとなかなか行えないものですから、訓練を行ったのは朝の時間ですが、シミュレーションの中では昼の時間という設定でした。また、あるフロアではケガ人が発生したということで訓練をいたしました。防災訓練はシナリオを作ってしまうと訓練にならないので、詳細には作りませんでした。何階にケガ人がいて、本部にケガ人がいることを連絡して、本部が指示を出した、というような形で防災訓練ではシミュレーションをしました。

(委員長)

続いて、防災のプロの目を通して作ったのか、プロの目が反映されているのかという点についてはどうですか。

(裁判所出席者)

プロというとなかなか難しいわけですが、裁判所の事務局会計課では、庁舎管理の業務もやっております。それがプロと言えるかどうかというのはありますが、そういう庁舎管理の担当者、それから、そういう業者とも関連する部署の職員も中に入れて意見を聞いたり、事件部の立場から、事件部の動きで実際にこういう場面があるということを確認しつつ、庁舎管理の部署の意見を踏まえて作っていったというような形です。ですからプロの段階というとそんなに高くはないですが、ある程度はそういった担当者の意見も踏まえて作っています。

(委員長)

これまでいろいろ出ましたが、議論すると幅が広がってなかなか焦点を絞りにくいところですが、まず、来庁者に対して、どのように対応するのかを裁判所としては考えなければならないという点、それから、データ、これは情報社会の中ですので、データの確保というのは、事件記録等も含めてどのように対処するのか、そして一番の問題は、やはり通信の確保という問題が大事になるということでしょうか。これらについてもいろいろな提案と、アイデアをお聞きいたしました。そういったことで、これからまだ、なお、対策にはいろいろな意見を聞きながら積み重ねていかなければならないというふうに思い

ますが、今日出ましたご意見は非常に貴重なものとして、また裁判所の参考にしていただきたいと思います。

時間の関係で、本日はこの程度にさせていただきたいと思います。何か最後にご意見がありましたら伺いたいと思います。

(学識経験者委員B)

今まで、この庁舎が残るということを前提に話を進めている感じがします。しかし、新潟地震の時には、陸上競技場の周辺が液状化現象や2メートル近い津波に見舞われたという話を聞いたことがありますので、再度その当時と同規模の地震に襲われた場合、この庁舎も孤立したり、水に浸かって使い物にならなくなる可能性が考えられます。

そこで、先程から再三話題として取り上げられているリスク分散の立場から、家裁で管理しているデータや庁舎機能の分散を日頃から考えていただけるとありがたいと思います。

例えば、庁舎機能の移転先としては、新潟大学の位置している辺りは海拔が高いと思いますので、その近くにしかるべき施設が借りられるようであれば、そこを仮庁舎として、津波の被害を気にすることなく仕事を続けることも可能だと思われまますので、検討してみたらいかがでしょうか。

(委員長)

ありがとうございました。これからこういったテーマで考えていく中で、他庁への協力や連携等もあると思いますので、裁判所には、今回出たご意見を参考にさせていただきたいと思います。家庭裁判所と災害についてはこの程度で終了してよろしいでしょうか。それでは、何度も申し上げますが、本日の意見交換の内容を踏まえて、今後の防災計画あるいは業務継続計画が充実して災害時においても家庭裁判所が機能していけるように、家庭裁判所委員会として期待したいと思います。

## 2 次回の話題事項

(委員長)

次回の話題事項については、協議の上、「家事事件手続法の施行に伴う家庭裁判所の広報について」協議することに決定

## 第3 次回期日

平成24年12月3日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	高野芳久
学識経験者委員	小池泰子
同	佐々木優共
同	佐藤彰
同	佐藤たづ子
同	深海義郎
同	南方暁
法曹委員	河原克巳
同	三上乃理子
同	三部正歳

(2) 欠席者

学識経験者委員	吉川美貴
同	近隆
同	斎藤聖子
同	長束克哉
同	渡辺隆

2 委員以外の裁判所の出席者

首席家庭裁判所調査官	大貫充
家事首席書記官	寺尾順治
少年首席書記官	南須原薫
事務局長	川目治
事務局次長	柳谷守昭
事務局会計課課長補佐	出村太